

京都市衛生環境研究所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第103号

京都市衛生環境研究所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市衛生環境研究所条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表医薬品、化粧品その他の試験又は検査の項中「の試験又は検査」を「の試験」に、
「理化学的試験又は検査」を「理化学的試験」に、

「

定量	水分又は灰分	1項目	1,400
試験	砒素	1件	5,400
	重金属	1項目	
理学的試験	屈折率	1件	300
	融点		400
又は検査	比重（ピクノメーター）又は沸点	1項目	1,900

を

」

「

定量	水分又は灰分	1項目	1,400
試験	砒素	1件	5,400
	重金属	1項目	

に改め、

」

同表食品衛生又は栄養に関する試験又は検査の項中

「

水分	海砂法	1,400
	カールフィッシャー法	6,700

を

」

「

水	分	1,400
---	---	-------

に、
」

「

水素イオン濃度又は融点		400
旋光度	1件	
比重（ピクノメーター）又は沸点	1項目	1,900

を
」

「

水素イオン濃度又は融点	400
比重（ピクノメーター）又は沸点	1,900

に、
」

「

ビタミン B ₁ 又はビタミン B ₂	1項目	4,100
ビタミン A 又はビタミン D		8,000
L-リジン	1件	1,400
ナイアシン		2,000
しょ糖又は還元糖	1項目	2,700
カルシウム,りん又は鉄		300
糖質又は熱量		2,700
りん酸塩		

を
」

「

ナイアシン	2,000	
カルシウム,りん又は鉄	1項目	2,700
糖質又は熱量		300

に改める。
」

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に依頼があった試験又は検査に係る手数料については、なお従前の例による。

(保健福祉局保健衛生推進室衛生環境研究所)